

学習障害のある生徒に対する受検上の配慮の例（高等学校入学者選抜）

高等学校入学者選抜における受検上の配慮に関する参考資料

文部科学省

https://www.mext.go.jp/content/20221226-mxt_tokubetu02-000008478_01.pdf

※関連部分を抜粋



● 読字に関する配慮

1. 障害の状態、中学校での配慮事項

特異的読字障害の診断があり、小学校中学年以降の漢字の読みに困難さがあることに加え、文字をスムーズに追視することが苦手である。読みの困難さについて、通級による指導の担当教員と連携し、拡大、読み上げ、ルビ振りの方法をそれぞれ試した上、本人が読み上げを希望したことから、中学校ではデイジー教科書を使用して学習を行ってきた。また、プリントなどは読む部分がわかりやすくなるよう、読む部分だけが見える自助具（スリット等）の使用も取り入れた。

2. 当日までの流れ

本人・保護者と中学校で配慮申請に関する相談及び合意形成の後、指定された期日までに中学校長から志願先の高等学校長へ配慮申請を行った。中学校での配慮状況を踏まえ、申請を受けた高等学校長は都道府県教育委員会と相談し、配慮事項を決定した。決定内容については、高等学校長より中学校長を通じて本人・保護者へ伝えた。

3. 当日の配慮内容

別室により、受検実施校の教員による読み上げを実施するとともに、読む部分だけが見える自助具（スリット等）の使用を許可した。

4. 高校入学後の想定される配慮内容

継続して、教科書については音声教材を申請し使用したり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を使用したりすることなどが考えられる。

● 書字に関する配慮

1. 障害の状態、中学校での配慮事項

教育センターの相談員による読み書き検査を実施し、目と手の協応運動が円滑に遂行できないことと漢字が正確に書けない状況が把握された。紙と鉛筆では授業時間内に板書ができないことから、タブレット端末を活用し、カメラ機能で板書を記録するとともに、ワープロ機能を使用してノート作成や課題解決を行った。定期テストの際にも、タブレット端末による回答を行ってきた。

2. 当日までの流れ

本人・保護者と中学校で配慮申請に関する相談及び合意形成の後、指定された期日までに中学校長から都道府県教育委員会へ配慮申請を行った。都道府県教育委員会は中学校から聞き取りを行い、配慮事項を決定した。その際、タブレット端末については受検実施校のものを使用することとしたことから、事前に都道府県教育委員会と受検実施校とで機能の確認を行った。

3. 当日の配慮内容

別室により、タブレット端末のワープロ機能を使用して回答を行った。漢字の書字問題と作図問題については、紙による回答を行った。

4. 高校入学後の想定される配慮内容

高等学校においても、日常的な学習場面だけでなく定期テストにおいても、タブレット端末の使用を継続することが考えられる。